

在日朝鮮人女性が経験する「韓国」 ——結婚移住をめぐる語りを通して——

李 洪章¹⁾

要 約

2000年代以降、在日朝鮮人の「韓国」への想像力は直接的かつ、親密で、情緒的なものへと変貌しつつあり、実際に、日韓を跨いで生活圏を構築する者も少なくない。本論では、そうした時代的变化の現れのひとつである、在日朝鮮人女性による結婚移住を対象とし、かのじよたちの韓国での生活をめぐる経験と実践について、その語りを元に検討した。その結果、6名の調査対象者は総じて、韓国社会において自らに注がれる政治的／社会的まなざしを、「帰還者」（「真の国民」）と「移住者」（「日本人のようなもの」）の二者択一を迫るものとして理解しており、自らのディアスポリックなポジショナリティをありのままに表現／表出することに困難を感じていることが明らかになった。ただし、かのじよたちの世帯間関係に対する認識からは、在日朝鮮人としてのポジショナリティを自己犠牲的に覆い隠そうとするのではなく、なおかつ、立場の異なる家族員の安定したライフコースを阻害することのないように配慮しながら、韓国社会での安定的な生活を実現しようとする実践を見て取ることができた。

Key words : ディアスポラ, 在日朝鮮人, 結婚移住女性, 移動経験

1. 現状認識と研究目的

戦後の在日朝鮮人による渡韓は、1965年の日韓国交正常化以降に本格化した。在日大韓国民団（民団）が設立を主導した韓国学校に在籍する生徒の母国訪問修学旅行や、在日朝鮮人子弟のための夏季学校、母国留学制度などが推進され、1975年以降には在日本朝鮮人総聯合会（総聯）に所属する在日朝鮮人を対象とした募参団事業なども実施された（金，2017: 35-6）。これらの事業は、朝鮮民主主義人民共和国への帰国事業に対抗して、在日朝鮮人社会における反共主義の醸成や韓国への転向を主たる目的としたものであったという（金，2017: 20, 36）。

また、韓国の宗教哲学者である池明観が「T・K生」というペンネームで、1973年5月から88年3月にかけて『世界』（岩波書店）に投稿した「韓国からの通信」は、軍事独裁政権下における韓国民衆に対する人権蹂躪や民主化運動への弾圧を告発し続け、在日朝鮮人の本国に対する政治的な想像力を掻き立てた。このように、かつて在日朝鮮人が想像してきたネーションとしての「韓国」は、冷戦構造を反映した、極めてイデオロギッシュな概念としての側面を持っていた。

しかし、特に2000年代に入り、在日朝鮮人にとっての「韓国」は様変わりしたように思われる。

¹⁾ 神戸学院大学現代社会学部現代社会学科

「韓流ブーム」以降の韓国大衆文化との日常的な接触は、イデオロギー的文脈に留まらない「韓国」への想像力をもたらした。そればかりか、電子的コミュニケーションの活発化は、「韓国」への想像力を、直接的で、親密で、情緒的なものへと変貌させている。たとえば、日本に居住するK-POPファンであっても、youtubeでプロモーションビデオを鑑賞し、ライブ映像配信アプリを利用してアイドルのリアルタイムの日常にも触れることもできる。もはや、「輸入」を待つまでもなく大衆文化に接触することが可能であり、言語が理解できればメディアを介した想像的な移動はより容易なものとなる。もちろん、たびたび緊迫する南北／日朝／日韓関係は、いまだ在日朝鮮人の日常に「民族的現実」（徐，2002: 173）と「冷戦的現実」（趙，2013: 101）を突きつけているが、同時に、在日朝鮮人個人と「韓国」との関係はより直接的かつ情緒的で、親密なものへと変貌を遂げているともいえる。

本論では、こうした現状認識のもと、韓国へ移住し、韓国人男性と結婚生活を送っている在日朝鮮人女性による移動や生活に関する語りを通して、かのじょたちによって「韓国」がどのように経験されているのかを描き出す。その際、かのじょたちの渡韓を、エスニシティの文脈からのみ描き出したり、逆に「冷戦的現実」の影響を無視したりすることがないように注意を払う必要がある。かのじょたちが「帰還者」であるのか、「移住者」であるのか（趙，2013: 101）という二分法的問いを超克するためにも、構造的拘束性と越境的主体性の相互規定性に着目し、さらにはジェンダー的観点も導入することで、かのじょたちの移動経験の多義性を描き出していきたい。

2. 研究の背景

2-1 韓国における在外同胞移住者研究

近年、韓国においては、韓国在住の在日朝鮮人を対象にした調査研究がいくつか行われている。たとえば韓榮惠（2011）は、在韓在日朝鮮人のエスニック／ナショナル・アイデンティティのみならず、人間関係や社会的関係を含めてその経験の描出を試み、かれ・かのじょらにとっての「韓国」がもはや現実的な生活の場として認識されている様子を明らかにした。そこで描かれるのは、ホスト社会に身をうずめるか、ホームランドに帰還するかの二元論には回収されえない「居住者」としての在日朝鮮人の姿である。韓は、調査対象者たちが「韓国」を「自己実現」の場として捉え、主体的に生を営む様を描き出した。韓が記述した語りからは、韓国において能動的な生活主体者として振る舞うことへの志向性をたしかに見て取ることが出来るが、「在日朝鮮人のアイデンティティや彼らと韓国との関係をその本国の中で考察する必要性」（韓，2011: 123）を強調するあまり、在日朝鮮人の行動や思考に対する構造的拘束性を捨象してしまっている。つまり、在日朝鮮人はたしかにトランスナショナルに存在してはいるが、それをもってただちにトランスナショナルな存在とみなすことができるのか、という問題である。ディアスポラをトランスナショナルな存在として位置付ける言説には、国家や民族をめぐる複雑な心理的過程（＝ナショナル・アイデンティティ）を捨象する危険性ははらんでいるといえよう。

趙慶喜（2013）は、こうした韓国における研究動向を批判的に捉えたうえで、在日朝鮮人の越境的活動を「ポスト冷戦的主体と冷戦的現実が交差する地点」（趙，2013: 101）と捉える必要があると主張している。すなわち、「在日朝鮮人は韓国社会の分断的な制度とイデオロギーにさらされ、それに対し日常的に妥協や回避、対抗や活動などの方法」で、「境界の政治」（趙，2013: 99）を繰り広げているのである。

2-2 韓国社会からのまなざし

では、ここでいう「韓国社会の分断的な制度とイデオロギー」とは具体的にどのようなものか。その代表的な研究としては、権赫泰によるものが挙げられる(권혁태, 2007)。権は、新聞や映画などのメディア分析を通して、民主化以前の韓国において、在日朝鮮人は「反共主義」・「民族主義」・「開発主義」の3つのフィルターを通じて表象され、その結果、「アカ(共産主義者)」・「半チョッパリ(半日本人)」・「成金」という3つのイメージが形成されてきたと論じた。また、金泰植(2017)は、こうした権による論点をふまえた上で、朴正熙政権のヘゲモニー構築過程において「反共主義と民族主義が節節する文化的な場の一つ」である在日朝鮮人が利用されてきたことに注目し、当時のプロパガンダ映画における在日朝鮮人の描かれ方や、朝鮮戦争において韓国軍に志願した「在日学徒義勇軍」の顕彰のあり方などを詳細に分析した。そこからは、在日朝鮮人は韓国の政治的・経済的イデオロギーに巧みに回収される様子を見て取ることができる。

では、韓国民民主化以降、在日朝鮮人に対するまなざしは、それらのイデオロギーから解放されたのだろうか。趙慶喜(조경희, 2007)によると、1990年代に入り、在日朝鮮人はそれまでのように「安保と監視の対象」ではなく、「母国との精神的紐帯を維持しつつ、居住国において安定的な生活を維持し、尊敬を受けるような模範的な構成員」(조경희, 2007: 52)¹⁾になれるよう支援すべき対象として扱われるようになった。これを象徴するのが、1999年に制定された「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律(在外同胞法)」である。これにより、在外同胞に対して内国人²⁾と同等の法的地位と出入国における差別の撤廃が図られることとなった³⁾。しかし同時に、1997年の「IMF通貨危機」に伴う経済の悪化に伴い、在外同胞を「人的資源」としてみなす傾向も強まった。つまり、結局のところ「在外同胞を包容し、国家発展に活用する必要性」(조경희, 2007: 56)が強調されたという意味では、「韓国中心的」なまなざしは民主化以降も残り続けたとみることができるのである。

また、市民社会レベルでは、反独裁民主化を目指した「民衆運動」に代わって、環境・教育・女性・人権をめぐる問題に取り組む「市民運動」が登場したが、ここでも在外同胞問題にはほとんど関心は払われず、南北統一などの文脈でのみ取り扱われたという。これに対しては、在外同胞問題はすなわち「民族問題」であり、リベラルな人権言説のもとでは敬遠される傾向にあったとする見方もあるようである(조경희, 2007: 55)。

趙は、2000年代以降に、「GO」(2001)や「パッチギ」(2005)などの在日朝鮮人を描いた映画が韓国でも上映されたこともあり、在日朝鮮人への大衆的な関心は急激に高まっていったことにも注目する。2000年以降には韓国の大手放送局において多くの在日朝鮮人を取り扱ったテレビ番組が放映されたが、趙の分析によると、そこでの在日朝鮮人表象や消費のあり方は、①「誇らしい韓民族」②「民族的少数者としての『ザイニチ』」③「우리(我々)」としての在日朝鮮人の3つの傾向を示しているという。すなわち、①在日朝鮮人が「韓民族に対する自負心と愛情」をもって堂々と生きる姿を見せる番組は、そうではない大多数の在日朝鮮人を「日本人のようなもの」として排除することで成立しており、②後者のような在日朝鮮人は、たとえば「ニュー・ザイニチ」という言葉を用いて、「国家や民族に束縛されずに積極的な生を追求する新世代」として描き出される。他方で、③それまで単純に「アカ」とまなざされてきた総連系在日朝鮮人や朝鮮学校出身者の存在は、現代韓国社会において失われつつある民族的な共同性、すなわち「우리」^{ウリ}として再発見されるのである(조경희, 2007: 57-74)。

これらの議論にしたがえば、民主化前後で在日朝鮮人表象のあり方は、時代に合わせて変化してはいるものの、在日朝鮮人の存在は常に客体として扱われ、他者化されてきたことに変わりはないといえる。趙による研究は、韓国における在日朝鮮人の表象と消費のあり方に着目して研究しているが、本論では、こうしたまなざしが、実際に在日朝鮮人の意識や生活のあり様にいかなる影響を及ぼすのか、その一端を観察してみたい。

2-3 結婚移住女性の移動経験

ジェームス・クリフォードは「ディアスポラの経験はつねにジェンダー化されている」(Clifford, 1997 = 2002: 293)と指摘したが、本論においてもやはり、ジェンダー編成のなかでのかのじよらのポジショナリティについても検討しておく必要があるだろう。小ヶ谷千穂(2016)によると、1980年代以降に欧米を中心に展開されてきた「移住女性(Migrant Women)」を対象とした移民研究は、受け入れ国への適応過程を「伝統からの解放」として一面的に描くような「還元主義的個人主義」を批判し、「人の移動を個人の置かれている構造的文脈から把握する」ような、マクロ・アプローチの登場が発展の嚆矢となった。その後、そうした構造的アプローチが描き出してこなかった「構造的制約の中での移動主体の側の選択や戦略のあり様」に着目するアプローチや、ジェンダーを移動における重要な要素のひとつに位置づけることによって「実践、アイデンティティ、制度など移動のあらゆる局面におけるジェンダーに基づく要素を、より総合的・立体的に把握」しようとするフェミニスト的研究が登場した(小ヶ谷, 2016: 12-19)。すなわち、移住女性研究はまさに「構造と主体」の問題をめぐる議論を展開させてきたのである。

こうした移住女性研究の動向をふまえて、小ヶ谷は、たとえばアジア女性移住家事労働者の移動を、出身国では決して従事することのない家事労働職への職業的な「下降」移動が経済的地位の上昇をもたらすといったように、「職業」という基準のみに着目して単線的にそのモビリティを描き出すのではなく、個人の結婚や出産などといったライフコースの観察を通して「世帯内関係」を描き出すというジェンダー的視点を加えることで、移住女性の社会的モビリティのあり様を多角的に考察した。

本論ではこうした視角を援用し、在日朝鮮人結婚移住女性のライフコースを描き出すことを試みるが、その前提として、以下に、在日朝鮮人結婚移住女性が直面する生活上の課題について検討することで、かのじよたちの韓国におけるポジショナリティを確認してみたい。

2-4 「真の国民」の境界：保育料と兵役をめぐる

上述したように、在外同胞法の施行によって、韓国籍在日朝鮮人の韓国における法的地位はいったん保障されたが、実際には、在外国民が住民登録の対象外であったために、保育料支援や保健所での無料予防接種などの各種社会福祉制度から除外され、また、不動産売買や金融取引などの国内資産管理、インターネット上のサービスへの会員登録や携帯電話の契約など、実生活面での数多くの不便を強いられてきた。しかし、住民登録法が2014年に改正、2015年に施行され、韓国国内に30日以上滞在する者に対して、住民登録番号が発行されるようになった⁴⁾ことで、これらの不便が解消されることが期待された。

しかし、国家行政機関である保健福祉部が示した「2015年保育料・養育手当支援対象選定基準」において、「住民登録法第6条1項3号にしたがって住民番号を発給されている者」、すなわち韓

国への永住帰国を申請しない「在外国民」は、通常満0歳から5歳まで支給される保育料・養育手当（以下、保育料）の支援対象から除外されることが明記された⁵⁾。なお、この保育料は、内国人のみならず、多文化家族支援法に規定された「多文化家族」⁶⁾や、難民認定を受けた家族は受け取ることができる。つまり、在日朝鮮人は、保育料支援の面で、韓国社会において最も不遇を強いられた存在なのである。

在日朝鮮人3世のキム・ヨスンとキム・ミョンヒョンは、こうした措置は差別に当たるとして、憲法裁判所に憲法訴願審判を請求した⁷⁾。かのじょたちは韓国の通信社である聯合ニュースの取材に対し、「日本で多くの差別に耐えながらも国籍を守ってきたことに強い自負心があったが、それが一気に崩れた気分」「憧れてきた母国が在日同胞を差別するなら、私たちはどこで暮らせればいいのか」（연합뉴스, 2015）と語った。こうした語りは、かのじょたちが保育料問題を、韓国社会における在日朝鮮人のポジショナリティを象徴するものとして捉えていることを示している。

また、韓国での育児について考える上で、兵役の問題は避けて通ることができない。大韓民国憲法第39条と兵役法第3条において、韓国国民である男性は18歳から37歳までのあいだに、兵役義務を履行しなければならないと定められている。しかし、韓国籍を保有する在日朝鮮人は、「在外国民2世」⁸⁾に該当するため、申請すれば兵役義務が猶予されてきた。ところが、2010年に兵役法施行令が改定され、1994年1月1日以降に出生した者は、17歳までのあいだに本人あるいは父母が1年に通算90日を超えて韓国国内に滞在した場合や、猶予期間中に通算3年以上滞在した場合1年のうち通算60日以上韓国国内に滞在した場合には、「在外国民2世」とはみなされなくなった（병무청, 2017）。この改定によって、たとえば男児が7歳になる前に家族で日本に定住した場合に、ビジネスや帰省などで韓国に長期滞在することが難しくなったのである。

上記の2つの問題は、端的に言えば、韓国人と結婚した韓国籍在日朝鮮人に対して、「真の国民（진정한 국민）」であるか否かを問うまなざしとして理解することができるだろう。こうしたまなざしは、在日朝鮮人が自らのポジショナリティに即して、日韓間にトランスナショナルな生活圏を構築することを阻害するのである。

3. 結婚移住女性にとっての「韓国」

3-1 調査概要：渡韓の背景と目的

本論文では、2015年から16年にかけて、韓国で実施したインタビュー資料を用いる。インタビューは半構造化インタビューで行い、対象者の数は計6名、インタビューは1名につき1回から2回、インタビュー時間は2時間前後である。調査対象者の基本的なプロフィールは表1の通りである。

表1 調査対象者の基本情報

| 調査対象者 | 年齢 | 民族教育歴 | 子ども | 渡韓理由（当初） |
|-------|-----|--------|-------|-------------|
| A | 30代 | 小・中・高 | 娘、娘 | 語学習得・韓国への興味 |
| B | 30代 | 小・中・高 | 息子、息子 | 進学 |
| C | 30代 | 中・高 | 息子、娘 | 語学習得 |
| D | 30代 | 小・中・高校 | 娘 | 結婚（ビジネス） |
| E | 30代 | 小・中・高 | 息子 | 大衆文化への興味 |
| F | 30代 | 小・中 | 息子、息子 | 結婚（進学） |

個人の特定を避けるため、必要最小限の情報を記載するに留めたが、表からも分かるように、調査対象者は①韓国籍である、②朝鮮学校で民族教育を受けた経験がある、③30代で、10歳未満の子どもを育てているという点で共通している。

かのじょたちが渡韓した理由は様々である。たとえば、Aは故郷である済州の道民会主催の訪韓ツアーで、Bは日本で通っていた大学で韓国人の友人たちと知り合い、接する機会を得たことをきっかけに韓国に興味を持ち、韓国へと留学した。

Aは「自分の国の言葉なので、しっかり韓国語をしゃべれたらいいな」(A)と語った。朝鮮学校を卒業し、韓国人と十分にコミュニケーションを取りうる語学力を身につけているはずのかのじょたちが、留学を通じてさらなる母語の習得を目指すのは、エスニック・アイデンティティを確立すると同時に、韓国語を実効的な語学能力として身につけるためであると考えられる。朝鮮学校で習得する朝鮮語は、朝鮮民主主義人民共和国の文法規範、在日朝鮮人の多くの出身地である慶尚道や済州道のサトゥリ(方言)の影響を受け、独自の様相を呈している(その独自性ゆえに「在日朝鮮語」と表現されることもある)。インタビューにおいても、イントネーションの違いや使用する語句の違いが話の種になる場面が何度もあったが、韓国人との会話を通じて、自らが話す「韓国語」にコンプレックスを抱き、「標準語」に矯正したいと願う者も少なくないようである。

AとBはそのようにして渡韓したが、現在は日韓双方の言語と文化に精通した立場を活かして、ファッション関連の貿易ビジネスを起業している。かのじょたちの「韓国」との接触は、自身の内面に引かれた境界への自覚を促すと同時に、習得した文化資本を活かし、将来の可能性を広げるポジティブな契機にもなっているのである。

他方、DとFは、結婚を機に韓国に移住することになったが、単に結婚のためだけではなく、ビジネスや進学など、自らのキャリア形成も併せて考慮した結果、渡韓を決意した。このこともやはり、かのじょたちにとっての韓国がもはや自身のライフコースにおける具体的かつ現実的な選択肢のひとつになっていることを示している。

また、Cは当初、短期語学留学のために渡韓したが、本音としては「海外で住みたかったっていうのもあるし、韓国語しゃべりたかったっていうのもあるし、あと、やっぱりちょっと、遊びたかった」(C)とのことであった。Eは、韓国の俳優やアイドル好きが高じて渡韓した。両者はその留学期間中に、パートナーと出会い、結婚に至っている。前述したように、韓流の影響もあって韓国との関係性は直接的かつ親密、情緒的なものになってきてはいるが、渡韓前のCとEは、「韓国」を、あくまでも憧れの対象としての「海外」=異なる文化圏というイメージで捉えていたようである。

3-2 まなざしへの「対処」法

では、実際に渡韓したあとに、「韓国」イメージはどのように変化したのだろうか。以下に、韓国社会からのまなざしをどのように感じているのかに関する語りをみていく。

[B-1]⁹⁾

B [大学が]有名だから韓国からいっぱい留学生が来るんですね。(中略)そこで韓国人と初めて知り合って、すごい韓国に興味を持って、2002年度に大学卒業して、大学院を韓国にしたんですよ。韓国、すごいいいなと思って。

* 合いました？

B もうビビッときましたよ。飛行機降りた瞬間、「うん、ここだ」と思って。ビビビッてきたよ、本当に。もう今はさ、もう。もう一刻も早く帰りたいけどさ、もう。

* どの辺がですか、こう。雰囲気的なとこ？

B もう多分、血ですよ。

Bは、渡韓した当初の印象を感性的な表現で言い表したが、それゆえに、「もう一刻も早く〔日本に〕帰りたい」という現在の韓国への印象が際立つ語りになっている。かのじょは後日、筆者とのメールのやりとりのなかで、自身の語りを「愚痴」ばかりであったと振り返ったが、他の調査対象者もやはり、韓国社会や、韓国での生活に対する失望や不満を語っている。

【E-1】

* 普通に生活している中で、韓国の、韓国人からのまなざしはどう感じていますか。

E 日本人です。

* ああ、そうですか、はあ。

E 私はいまだにそうです。

【A-1】

A 最初に留学できたときはもちろんそうだったんですが、日本でも自分が在日であることを隠さずに生きてきたし、韓国でももちろん、「自分は在日で」って。北に修学旅行で行ったときは、すごく歓迎されたので、南でもそう言ってたんですけど、みんな在日って知らないし、もう日本人としてしか見てもらえないというのがすごいショックで。同時期にソウルに留学していた私の友達も、すごいそれで傷ついて、泣いたりってというのがあって。そのときはすごいショックやって。でもそれからだんだん、たとえば役所に行ってもまた一から説明しなきゃいけないし。最初はすごく傷ついてて。そこからだんだん自分も、たとえば一度しか会わない人にはもう日本人って言おうとか、そういうふうに考えがだんだん変わってくるんですよ。面倒臭いし。

【D-1】

D 仲いい友達は私を在日として見てくれてるけど、でもその子たちさえも、やっぱりちょっと私を日本人として見てるところもあって、私も初めはすごくそれに、自分が在日やということにすごい強いこだわりがある状態に来てるから、こんなにも分かってもらえないっていう状況になるとは思ってもなかったし。でも、いつからか諦めたhhh もう日本人でええわって。

上記のような語りも含め、本論で取り上げた6名の調査対象者の全員が、大多数の韓国人から日本人としてまなざされていると語った。とはいえ、実際に、韓国人の多くが在日朝鮮人の存在そのものを知らないとは考えにくい。また、かのじょたちは、韓国人と難なく意思疎通を図ることができ、なおかつ国籍や名前でエスニシティを可視的に表明している。それにもかかわらず、Dの語りにあるように、親しい友人までもが「やっぱりちょっと私を日本人として見てる」と理解

しているのである。

AやDの語りに表れているように、朝鮮学校出身者であるかのじょたちは、「在日」であることに強いこだわりを持って日本社会で生きてきた。そのこだわりは、歴史的にみて自らのルーツは朝鮮半島にあり、それゆえ自身はコリアンの一員であるというものである。それは、かのじょたちが国籍を維持し、朝鮮名を一貫して用いてきたという姿勢にも表れている。またAは、そうしたエスニシティのこだわりが、修学旅行で訪れた朝鮮民主主義人民共和国においては受け入れられ、歓迎された経験についても語っている。

しかし、そうしたこだわりが韓国ではほとんど理解されるものでなかったことや、2・3で論じた韓国からの他者化のまなざしを受けて、かのじょたちは、「国に対して幻滅」(A)した感情や、「もう日本人でええわ」(D)という、いっけん諦めにもみえるような感情を吐露する。渡韓する前の韓国への憧憬や同族意識と現実の落差が、そうした感情や理解を生み出してしまうのだろう。

【F-1】

* 普段は普通にもう、韓国人みたいに〔扱われている〕？

F hhh いや、日本人扱いかな、でも、多分。

* あ、そう。

F 多分日本人扱いやと思う。うちの旦那の会社でも、なんか日本人と結婚した人みたいな感じに思われてるから、旦那も。

* それ、どの要素を取って、日本生まれってことですか。

F 日本から来たら、うん、そうなんちゃう？ hhh

Fもまた、自分が「日本人扱い」を受けていることを苦笑しながら語り、「自分の思ってた民族がそういう民族やったとは思わなかったよね」(F)と、当初の韓国イメージとの落差に言及した。さらにFは、在日朝鮮人である自分が置かれた状況について以下のようにも語っている。

【F-2】

F まあ在日は、どこ行っても在日やとは思う。日本でも在日やし、韓国でも在日やし。いろんな在日おるやん。だから自分と同じような在日っていうのも、またおらんやろうし。なんか自分は自分っていう、その感覚共有できる人は少ないと思う。自分の在日加減と、同じ在日加減。

F 瞬間、瞬間に、やっぱり〔日本人と韓国人の〕どっちの側に付くかっていうのは、もう自分の〔感覚だから〕。これはもう一言で説明できんから、もういちいち説明せーへんし、もう思いたいように思ってくださいっていう感じ。どうせ説明したって、感覚的に分からへんやろうし。

F〔韓国には〕長期的のスパンで考えるっていう考え方はないみたい。でもある意味、いい面でもあるんやけど。やっぱり、先のことばかり考えたら不安感っていうのも、緊張感っていうのもやっぱり増すと思うし。だから、〔たとえば〕35年のローンを、払えなくなったら売ってしまえばいいやんっていう感じなんよ、韓国では。(中略) こだわりっていうのがあまりな

い人たちだから。うちらがこうやってこだわってるの自体、もう理解ができないんやと思う。(中略) その場限りの、明日何食べよう? 楽しいことしよう。おいしいもん食べよう。すごくたくましい。幸せだと思う。

Fは、在日朝鮮人としての立場性を、場所や時間、状況などに応じて、感覚的に理解していくことを、「在日加減」と表現した。そして、韓国社会において、そうした「在日加減」が理解されないのは、韓国の人々が、「長期的スパン」で物事を考えることで「不安感」や「緊張感」を抱えこむのではなく、「その場限りの」「たくましい」発想で生きているがゆえであると理解している。ここでの語りは本質主義的なものではあるが、かのじょが、韓国における在日朝鮮人の置かれた状況を、韓国の人々との生活意識の違いに結びつけて理解しようとしている様子を如実に表しているという点で興味深い。かのじょにとっての「韓国」は、もはや観念的なものではなく、あくまでもリアルな生活の現場である。それゆえ、周囲の韓国人から「日本人扱い」されることに真っ向から抵抗するのではなく、そうしたまなざしを回避し、円滑な日常生活を維持しようとするのである。

3-3 日本／親族との紐帯：特別永住資格への意味づけ

とはいえ、かのじょたちは、韓国において完全に日本人としてふるまうわけでもないし、在日朝鮮人という立場性への「こだわり」を捨て去るわけでもない。それは特に、国籍や日本での特別永住資格に関する語りによく表れている。

【B-2】

B 日本人〔配偶者の子ども〕はみんな〔保育料を〕もらってるんです。(中略) あたし本気で多文化〔家庭〕になろうと思ったんです、日本人に。今まで〔国籍を〕守ってきたのに、ここ〔韓国〕に来て、何もいいことない。

Bが語るように、インタビューの時点では、子が出生する前に日本国籍を取得しておけば、多文化家族支援法の支援対象となるため保育料を受給することができ、なおかつ日本での法的地位を気にする必要はなかった。つまりは「帰化」が、特別永住資格を放棄するよりもはるかに、生活の安定に繋がる選択肢であったのである。しかし、在日朝鮮人にとって国籍は、歴史的に自らのエスニシティを可視的に表明する重要な手段であり続けた。それゆえに、「帰化」を選択することは、コリアンネスを自ら放棄し、日本社会からの同化のまなざしに屈服することを意味しうるのである。「今まで〔国籍を〕守ってきたのに、ここ〔韓国〕に来て、何もいいことない」という語りの背景には、そうした国籍に対する意味づけや思いがあり、それを放棄する選択を迫られたことに対する屈辱をうかがい知ることができる。

【A-2】

A 〔韓国では〕日本の永住権捨てたらいいじゃないですかって、めっちゃ簡単に言われるんですよ、役所で。それ言われた時にすごく、私たちの1世2世が、この永住権をどういう気持ちで守ってきたと思うの、と〔言い返したかった〕。その考えを持てたのはすごくよかったですと思

います。(中略)それを言われたときに、家族も日本にいるし、日本も故郷。それを捨てるってことやから、腹立たしいのと同時に、今、私が韓国に来てすごいショックを受けたりとか、今までと違うと思うことがたくさんあるのに、今在日の人たちが日本で住んで、朝鮮のためにすごい活躍している人とかも、たとえばそれを、今のすべてを捨てて北朝鮮に帰って住みなさいって言われたら、それはそうじゃないと思うんですね。

A 特に私らと違って、まあ女性の立場からして、本当に何があるか分からないじゃないですか。〔実際は〕そんなことないと思うけれども、まあ、離婚であったり、そうやっているんなことがほんまにやっぱり分からないなかで、韓国に家族もいてへんし。(中略)どこかでなんかすごいつらいときに、私らでもなんかあったらもう〔家族がいる〕日本に帰ろうと違って気持ちはあると思うんですよ。だから〔永住権を放棄すると〕帰る所もなくなるし、なんか家族と遠くなるような気もするし。

A 〔夫の〕妹家族ももう、あの、何年かしたらもう絶対移民するみたいな。韓国には未来がないみたいなことを言っていて、移民するっていう家庭なんで。

A やっぱ子育ての部分でもありますよね。なんか教育がすごいし、みんなやっぱそう大きくなればなるほど、小学生入って夜遅くまで塾に通ってと違ってっていうのも、すごいやっぱ在日とか日本から来た人って悩む部分やと思うんですよ。

既述の通り、韓国において韓国籍在日朝鮮人およびその子弟が、内国人と同等の福祉を受給しようと思えば、特別永住資格を放棄し、韓国への「永住帰国」を宣言する必要がある。Aはこのことを、在日朝鮮人の立場性を考慮しない不当なものであると考えている。その立場性とは、韓国で家族生活を営む者にとっても、あるいは朝鮮民主主義人民共和国を祖国と捉え、深く係わり合うことを望む者にとっても、日本は自分の肉親や在日朝鮮人の友人たちが暮らす「もうひとつの故郷」であるということである。かのじよは特別永住資格を、そうした「もうひとつの故郷」との紐帯を表すものとして捉えられているのである。

しかし厳密に言えば、特別永住資格は在日朝鮮人が勝ち取った権利ではなく、日本における外国人の在留資格の一形態にすぎない。再入国の際には許可を得ることが義務付けられているし、「出入国管理及び難民認定法(入管法)」に定められた退去強制事由の適用は受けないとはいえ、特別永住資格について定めている「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(入管特例法)」にはいまだ一定の退去強制事由が定められてもいる。したがって、特別永住資格に積極的な意味づけを行うことは矛盾をはらんだ行為であるといえる。とはいえ、特別永住資格を自らの在日朝鮮人性を象徴するものとしてみなすことは、韓国社会において帰還者／移住者の二者択一を強いられる状況で見出された理解のあり方としては合理的なものであるともいえるだろう。

また、Aは、家族員の就労・就学、韓国の政治・経済状況、配偶者との離別などによる将来的な日本への移住の可能性も想定して、日本での安定的な法的地位を維持したいとも願っている。ここには、「嫁」というジェンダー的要素も少なからず影響している。すなわち、特別永住資格の

保持に伴って韓国における福祉受給権が制限される状態は、かのじょにとって、在日朝鮮人が東北アジアにおいてトランスナショナルな生活圏を構築することを阻むものであり、なおかつ、ディアスポリックなアイデンティティを否定するものとして捉えられているのである¹⁰⁾。

4. 世帯内関係における立場性

4-1 「嫁」に徹する：「関心」の回避

韓国の国際結婚家庭においては、主として言語・文化的差異に起因する葛藤やコミュニケーション上の問題、配偶者をはじめとした家族員からの無理解や差別・偏見、経済的な困難や期待の喪失、子どもの出産と養育をめぐる問題などが大きな課題になりうるものが指摘されている(정천석, 2009; 尹・近藤, 2013)。朝鮮学校出身の在日朝鮮人との結婚の場合、言語的障壁が低いため、家族員とコミュニケーションを図ることはさほど難しくないものと考えられるが、社会的偏見や社会文化適応の側面では、程度の差こそあれ、ニューカマーの国際結婚と同様の問題を抱える。

[E-2]

* お連れ合いは、[Eが] 在日であることに対して、どういうふう考えてるんでしょうか。

E 最初はやっぱり旦那も日本人・・・として見てて、でもやっぱり違うんやっていうのは、最近分かってきてるけど、それでも日本人。頭では分かっているんだけど、結局日本人って、旦那も[思っている]。でも、最近、3日くらい前の삼일절 [3・1節] に、在日の人たちも[3・1独立運動に] 参加をしていたっていうのをラジオで聞いて、そこから急に旦那は、心が痛くなってきて、なんか在日って大変やなって帰ってきて言っていましたhhhそれまでは別に、なんも。

* ああ。じゃあ、なんか別に、なんか詳しく在日ってこう、どういう存在なんか聞くこともなく。

E どうやって日本に行ったの、誰が来たの、とか、そういうの聞いたりするけど。でも、実際、うちらも分かってなくて、多分、할머니までもがうる覚えやし、合ってるんかどうかも分からへんし。そういうのは気になるけど、ま、そこでどう生活したかとかは別に気にならへんし。何か差別を受けたのか、そういうのも気にならないんで。で、まあ、ラジオを聞いて、「大変やったな」って。

E 시아버지, 시어머니 [義父母] もやっぱり日本人として見てて。なぜか、いつもよく言っているのが、「日本が嫌いとかじゃなくて、まだまだ日本に教えてもらわなあかんとこがいっぱいあるな」と言っていて。それぐらいで、在日について詳しく喋るとか、根掘り葉掘り聞くとか特にない、本当に。

E 「韓国人だから」とか、「日本人だから」とか、私、何の思いも持ってなくて。아빠 [お父さん=夫] が韓国人なんで、これから[息子も] 韓国人になって、軍隊も普通に行って、ただ健康で悪いことせんかったらいいとしか思ってなくて。ほんまに日本で子どもを育てているのと変わらないような感じがする。韓国やからどうとか、在日だからどうっていう気持ちは、何もないです。

Eの語りからは、3-2で論じた韓国社会からのまなざしと同様のものを、家族からも感じ取って

いる様子が見て取れる。ただし、Eは、それはあくまでも在日朝鮮人という存在に対する無関心に拠るものであって、家族関係に悪影響を及ぼすものではないと捉えているようであった。また、そうした無関心は、「結婚」においては配偶者のエスニシティよりも、「^{ミョヌリ}며느리 [嫁] であることが大事」(E) という価値観に起因するものとして理解されていた。

構造的拘束性に着目すれば、Eは家庭内において、ナショナルな次元での社会的偏見と、ローカルなジェンダー規範によって二重の意味で従属的な立場に置かれているみることもできる。あるいは、在日朝鮮人を周縁的な位置に置く社会的まなざしが家庭内において顕在化しないように、あえて「^{ミョヌリ}며느리」というジェンダー役割に徹しているとみることもできるだろう。「韓国やからどうか、在日だからどうっていう気持ち」があるわけでもないという語りからは、かのじょが家庭内において、在日朝鮮人という立場性から、夫や義父母からのまなざしに対して異議を申し立てるなどの、積極的なアイデンティティ戦略を取るつもりがないこと、またその結果として、「日本で子どもを育てているのと変わらない」ような、好ましい家庭環境が形成できていると考えていることがわかる。

しかし、かのじょは家庭内で、一貫して自己犠牲的にふるまっているわけではない。インタビューの場に同行していた子どもとは日本語で会話をしていたし、結婚移住した日本人女性や在日朝鮮人女性たちとも日常的に交流している。また、インタビューでは夫が在日朝鮮人問題に関心を寄せるエピソードが語られたが、これは、かのじょのふるまいが、家族員からのまなざしや世帯内関係のあり方に多少なりとも影響を与えていることを示しているともいえるだろう。

4-2 配偶者による「理解」：シェルターとしての家族

他方で、A、B、Dは、夫婦関係に関する質問に対して、夫による在日朝鮮人への理解の深さを語った。先述したように、Dは結婚を機に渡韓したが、それは自己実現のためのルートを確保した上でのものであった。また、AとBは勉学のために渡韓し、その後結婚したが、現在は自らビジネスを手掛けている。すなわち、かのじょらは結婚後も家庭外において韓国人と社会関係を結ぶ必要に迫られ、2-2や3-2で言及したような、韓国人／韓国社会からのまなざしに直接遭遇してきた。そうした状況において、かのじょたちにとっての家庭は、韓国社会からのまなざしから身を守るためのシェルター、あるいは安らぎの場所として認識されているようである。

【A-3】

A うちの主人はたぶん、自分でも言ってるんですけど、韓国で自分がこんなこと言ったら^{バルゲンイ}빨갱이 [[アカ]] って言われるって言ってるんですけど、うちの主人は統一をすごく望んでいる人なんです。だからこういう問題にはすごい関心があって、主人の祖父が、若い時期、二十歳くらいの頃に、昔って関係ないことで^{バルゲンイ}빨갱이 って言われて殺されることってあったじゃないですか、それで殺されて亡くなったそうなんです。そういうのもあって、やっぱり統一に関しても、北と南ですごい軍事費用もかかっているし、未来を担う若者たちが、2年3年銃を持ってそこに立っているわけじゃないですか。すごい無駄なこと。だから、それをもっと違うことに使って、人材を使ったら、統一したあとにもっといい国になるのにつて、(中略) 2008年の終わりくらいに初めて出会って、結構最初の頃に、私在日本なんですってのを言ったら、そういう話をしてくれたので、すごく好感を持ちました。

【B-3】

B 「あたしもう日本人に変える, 変える, 変える」って. そうしたらパパ〔夫〕が, 広い世界観を持って人なんですけど, すごく広くて, 考え方が. だけどちょっとストップがかかりましたね. で, あの, そうだな, とか思って. まあ, もう今ちょっと落ち着いたんですけどね.

【D-2】

D うちの旦那は, 結婚する前に在日について自分なりに調べてはる. 鄭大世¹¹⁾ がちょうどサッカーで〔代表戦で韓国に〕来てたぐらいのときで, ドキュメンタリーとかが多かった. それで 우리 학교〔朝鮮学校〕のことに對する知識もある程度あったし. 在日がどれだけ苦労したとか, どういう気持ちでここまで来たのかってことは, かれなりに分かってるつもりみたい. だから, 몽당연필¹²⁾ っていうその団体に, こっちの人がつくった団体なんやけど, そこに寄付とかしてる. していいっていう人やから. 毎月, 少しずつは寄付させてもらったりする. うーん hhh うちの旦那はちょっと変わったケースで. うちの娘を 우리 학교 に行かせたいの hhh

まず, AとDはそれぞれ, 朝鮮半島の平和的統一を強く志向していることと, 朝鮮学校に対する積極的な支援を, 配偶者による理解の深さを示すものとして語っている. このことは, 朝鮮学校出身者が韓国においては「빨갱이」とまなざされうる存在であり, また, そうしたまなざしも含めた在日朝鮮人に対する無理解や偏見が, 南北分断に伴うイデオロギー対立に起因しているという理解があることを示している.

また, Bは【B-2】で示したように, 韓国社会で生活していくためには日本国籍を取得し, 「日本人」になったほうがいいのではないかと考えていたが, 配偶者によって言い諭された. Bはインタビューにおいて, 韓国社会が在日朝鮮人に対して包摂と排除の両極端なまなざしを向けてきたことに対して, 一貫して強い不満を口にしていた. それとは異なり, Bは夫を, 在日朝鮮人が置かれてきた境遇の特殊性を理解し, 「広い世界観」をもって受け入れることができる存在として認識している. それゆえ, 夫が日本国籍の取得にストップをかけたことは, 決して同化主義的な包摂のまなざしに拠るものではなく, かのじよの立場性を考慮したうえでのアドバイスだと感じることもできたのだろう.

4-3 育児における意図的な実践

幼児期が過ぎる頃になると, 日本への里帰りや, 母親とその親族が日本語話者であるのに対して, 子どもが疑問を覚えることも少なくないようである. その場合, 母親は, 自身が日本人ではなく在日朝鮮人であることを子どもに伝える必要に駆られる.

【F-3】

* 上の子は〔母親が〕在日って分かってる? 全然分からない?

F あー, なんかやっぱり, 幼稚園で, 国のことに関してなんか習ったりするときに, 태극기〔大極旗〕とかそういうの習ったんかな. なんかそういうときに, 「○○〔息子の名前〕의 할머니〔おばあちゃん〕は日本人なの?」とか言っていて. だから, まあ一応簡単にいろいろまあ説明

はしたけど、「日本は悪いことした国」みたいな感じで習ってるから、でも〇〇〔息子の名前〕は日本人じゃなくて、朝鮮人で、昔戦争のときに〔日本に〕連れてこられて、

* うん、

F 私が、小学校のとき習ったみたいに、「〇〇〔息子の名前〕は日本で生まれたけど日本人じゃなくて、そう〔在日朝鮮人〕なんだよ」って、

* なるほど、家庭内では完全に韓国語ですか、

F いや、私とはなるべく日本語でしゃべるようにしてるけど、まあ、私が日本語でしゃべって〔息子が〕韓国語で返してきたり、

* 〔日本語を〕聞くことはできるってこと？

F うん、でも、「ちゃんと日本語しゃべってよ」って、「忘れちゃうよ」とかって〔息子には語りかけている〕、〔それに対して息子は〕「分かったー」みたいな hhh

【A-3】

A 上の子が5歳である程度〔母がネイティブな韓国人ではないことが〕分かるようになってきてるんで、韓国人として育てるのかということも、もちろん育てるんですけど、子どもたち自身も、ちょうど疑問が生まれてきてるんです。「なんで^{オンマ}엄마〔お母さん〕は日本語出来るん？」とか、「なんで^{オンマ}엄마と自分だけが日本で生まれたん？」とか、すごく聞いてくるので、それをどのように教えていったらいいのかなってというのは、すごい思いますね、

* やっぱり〔自身が在日朝鮮人であることを〕伝えたいですか？物心ついたら、

A そうですね、ちょうど今本当に思っているのが、私が一時期、在日っていうことを言わずにシャットアウトしたほうが楽なんじゃないかと思ってたけれど、でも、伝えていくことで、たとえば住民〔登録〕番号がもらえたりだとか、小さなことの積み重ねがそこに繋がってるし、あと、今韓国にいて、自分が在日としてできることがあるんじゃないかと思います、だから、北〔朝鮮民主主義人民共和国〕のこともちゃんと分かりたいと思うし、脱北者の方たちと出会う機会もあるので、脱北者の方たちが通う学校に支援したりだとか、色々考えてて、何かできればなというのは考えています、

Fは、韓国における国民教育や歴史教育が、自身の出自に対する疑問を増幅させるものであると理解している、日本帝国主義による植民地支配をめぐる加害―被害関係を考慮すると、子どもにも、母親を「日本人のようなもの」として認識させてしまうことで、内面を引き裂くような思いをさせるわけにはいかない、それゆえ、「小学校〔朝鮮学校〕のとき習ったみたい」に、被害性を強調しながら、在日朝鮮人という存在について伝えようとするのである、また、家庭内において日本語教育をおこなう背景には、日本に在住する親族とコミュニケーションが図れるようにすることや、日本語話者を親に持つことを活かし言語資本として日本語を習得させたいとする意図も見て取れる、しかし何よりも、「日本」が在日朝鮮人性を構成する一要素であることを知らせる上で、また、子どもにとっての在日朝鮮人性を理解させる上で、家庭内での日本語使用は重要な意味を持っているように思われる、

また、Aは、自らが在日朝鮮人であることを子どもに伝えるべきであるとは考えつつも、どの

ように伝えるのかについては葛藤していた。そこには、在日朝鮮人性を構成するもうひとつの重要な要素である「北」についていかに語るべきなのかという点も、大きく作用している。しかし、「脱北者」に対する生活面での支援など、在日朝鮮人という立場にあるからこそ「できること」を見出すことで、ポジショナリティの複雑性をポジティブに捉え直そうとする様子も同時に見て取れる。「脱北者」は韓国社会における差別や文化的・政治的差異に起因する社会適応の困難さがしばしば問題になっており、最近では「脱南」し再度朝鮮民主主義人民共和国に「帰国」する者も少なくない。「脱北者」が抱えるものと同様の困難に自らも直面し、またそれを乗り越えた者として、さらには「韓国人」よりもより深く「北」を理解する者として、「脱北者」を支援することは、「在日朝鮮人」という立場にあるからこそ「できること」として捉えられているのである。

4-4 マスキュリニティとナショナリティ：兵役をめぐる

佐々木正徳によると、韓国における軍事文化に関する研究は、「徴兵制が意識レベルでの男女の権力関係だけでなく、兵役の経験を一部（但し多数）の男性に特権化し、男女で兵役への関わり方を差異化することで、社会生活において、男性優位の権力関係を維持させるはたらきかけをしているという構図」（佐々木、2013: 93）を一貫して描き出してきたという。しかしながら、佐々木の調査によると兵役経験は実際のところは実に多様であり、こうした議論は「兵役のいわば『メインストリーム』を経験することによって獲得される要素を主たる対象としてきた」（佐々木、2013: 97）ことによるものであるという。

佐々木が指摘するように、兵役という経験や、それを通じて形成される韓国のマスキュリニティを一般化して論じることはできないだろう（佐々木、2013: 102）。しかし逆に言えば、韓国における軍事文化研究の偏りは、兵役がマスキュリニティの象徴として、あるいは「『本当の人間』になる」（佐々木、2013: 93）ために避けては通れない道として一般的に認識されていることを示すものとして捉えることができる。

【E-3】

* 兵役についてはどう思われていますか？

E ○○〔息子〕はもう行っていい的な。

* その辺どうなんですか。感情として。

E 感情としたら、もう別に本当に何もなく。

* あっ、そうなんですか。

E いってらっしゃい〔という気持ちでいる〕。行ったほうがたくましくなるしhhh悲しくもない。

【B-4】

B 〔軍隊は〕行かせるよ、もうしょうがないよ、それは、分かんない、実際そのときになってみないと。（中略）だって、ねえ、もし行かせなかったら、韓国人で育てないってことでしょ？ そうしたら、もう日本帰らないといけなし。

【C-1】

C 軍隊ねー。そうそう、だから、〔保育料〕出ないくせに軍隊は行かないといけなしでしょう。

* 権利はないのに義務はある。

C そうそうそう。それが、もう一番、腹立つんですよ。いやいやもう行かせるから出してくれよ、みたいな。

Eは兵役を、韓国における一般的なイメージと同様に、マスキュリニティを獲得するために必要なものとして語った。【E-2】に示したように、Eは自らの在日朝鮮人としてのポジショナリティをあえて顕在化させないことで家庭の安定を図っていたが、それと同様の姿勢がこの語りにも表れているとみることができる。

また、Bは、「韓国人」として育てるためには兵役に送らざるをえないと考えていた。2000年代に入り、あるミュージシャンが入隊直前に韓国国籍を放棄し米国市民権を得たことが「兵役逃れ」と見なされ法務部から出入国禁止措置を受けた事件や、芸能人が持病を理由に兵役を逃れていたことが相次いで発覚し、大きなバッシングを受けたこともあり、現在では「兵役逃れ」に対して厳しいまなざしが注がれるようになった。2-4で述べた兵役制度の現状もあわせて考えると、こうした状況下で、結婚移住した在日朝鮮人が、兵役をナショナルリティ獲得のための重要な要素として考えるのはなんら不思議なことではない。

Cは権利義務関係の不公平さに言及したが、これは2-4で論じた「真の国民」の境界の曖昧さを指摘するものである。すなわち、保育料問題においては「帰還者であるか否か」が、兵役問題においては「居住者であるか否か」がその境界とされており、そのような国家にとって都合のいい「国民」概念に翻弄されながら、なおかつ自らのポジションを明確にするよう迫られているのである。

5. おわりに：韓国での生活をめぐる経験と実践

ここまで、結婚移住した在日朝鮮人女性たちによる「韓国」をめぐる経験を概観してきたが、最後に、本論における議論を振り返りながら、6名の調査対象者の「韓国」経験をめぐる論点を整理し、さらにはその生活実践のあり方から学ぶべき点に言及したい。

まず、かのじょたちは、韓国社会において自らに注がれる政治的／社会的まなざしを、「帰還者」（「真の国民」）と「移住者」（「日本人のようなもの」）の二者択一を迫るものとして理解しており、自らのディアスポリックなポジショナリティをありのままに表現／表出することに困難や不可能性を感じているという点で共通していた。その点では、冒頭に紹介した趙慶喜の指摘は、本論の調査対象者の語りにも当てはまるものであった。

また、3-2で示したまなざしへの「対処法」や、4-1と4-2で示したかのじょたちの世帯間関係に対する認識は、そうした二項対立的なまなざしを回避することや、ライフコースの安定を図るための実践として読むことができるだろう。それは決して意図された対抗的实践ではないが、自らの「曖昧」なポジショナリティを「曖昧」なままにしておくことができる生活空間を維持するための実践である。しかし、対抗的実践ではなくても、そうした姿勢は自らを取り巻く「韓国社会」に多少なりとも変化をもたらさう。【E-2】の語りは、まさにその可能性を感じさせるものであった。

他方で、4-3と4-4に示した育児をめぐる語りからは、子どもとのポジショナリティの違いを考慮し、安定的なアイデンティティ形成を保障しようとする意図をみてとることができた。すなわち、母親の在日朝鮮人性を正確に伝え、子どものアイデンティティの揺らぎを未然に防ぎ、また、

兵役をめぐっては、マスキュリニティとナショナリティ獲得の観点から、韓国における一般的な兵役イメージと同様の認識を示すのである。

これらのことから、6名の調査対象者はそれぞれ、在日朝鮮人としてのポジショナリティを自己犠牲的に覆い隠そうとするのではなく、なおかつ、立場の異なる家族員の安定したライフコースを阻害することのないように配慮しながら、韓国社会での生活を営んでいるといえることができる。

しかし、見方を変えれば、日韓両社会が共有するナショナリティをめぐる線引きが、かのじよたちにこうした難しい実践を強要しているともいえる。グローバル化の進展に伴って跨境的な生活圏の構築が可能になった状況において、ディアスポリックな立場にある人々の生活と意識に対する具体的想像力が養われなければならない。

最後に、今後の研究課題としては、以下の3点が挙げられる。第一の課題は、結婚移住女性たちの現地での共同性についてである。本論で取り上げた6名の調査対象者は、全員が「在韓在日朝鮮人妻」が集うメッセージアプリのグループに加入しており、さらにはその一部はオフラインミーティングにも参加している。そこでは、住民登録や福祉受給など、生活にかかわる情報交換がなされ、また、保育料問題に関する署名運動も展開されている。会の性質上、参与観察は困難であるため、インタビュー調査によってそこでいかなる共同性が構築されているのかを明らかにしていきたい。第二に、世帯内関係に関するより詳細な調査を行う必要がある。第4章での議論をさらに深めるべく、配偶者やその親族へのインタビューを行っていきたい。そして最後に、在日朝鮮人の「祖国」をめぐる経験と理解のあり方についての、より包括的な研究が求められる。在日朝鮮人のナショナル・アイデンティティは、本質主義批判の隆盛に伴う安易なナショナリズム批判に晒され、その内実の解明が疎かにされてきた。今後は、韓国のみを対象とせず、在日朝鮮人による朝鮮民主主義人民共和国への「祖国訪問」や、日本での民族運動におけるナショナルな言説などにも着目しながら、研究を展開させていきたい。

注

- 1) 以下、韓国語の文献・記事・法令からの引用はすべて筆者訳。
- 2) ここでは、韓国で生まれ育った韩国人を在日朝鮮人と区別する際に、「内国人」という用語を用いる。
- 3) ただし、第2条第2号において、「在外同胞」が「大韓民国の国籍を保有した者又はその直系卑属であつて外国国籍を取得した者のうち大統領令で定める者」と規定されていたため、中国朝鮮族や旧ソ連在住のいわゆる「高麗人」は除外されていた。これに対して、2001年に憲法裁判所によって違憲判決が下され、2004年に「大韓民国政府樹立前に国外に移住した同胞も含む」という一文が加えられることとなった。しかし、無国籍者や朝鮮籍在日朝鮮人などはいまだ排除されている。
- 4) 住民登録法の対象を明記した第6条1項3号として、以下のような文言が追記された。

在外国民：「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」第2条第1号による国民として「海外移住法」第12条による永住帰国の申告をしない者のうち次の各目のいずれか一つの場合

1. 登録が抹消された者が帰国後再登録申告をする場合
2. 登録がなかった者が帰国後最初に住民登録申告をする場合

- 5) なお、この保育料問題は、2017年9月1日に突然「解決」した。保険福祉部と教育部が、9月からの保育料の支給を決定したのである。こうした決定は、上述した憲法訴願審判請求や文在寅政権

の誕生、国家人権委員会による勧告などの影響を受けたものであると考えられる。

- 6) 多文化家族は、多文化家族支援法第2条において以下のように規定されている。①在韓外国人処遇法第2条3号の結婚移民者と国籍法第2条から第4条までの規定にしたがって韓国国籍を取得した者で成る家族、②国籍法第3条および第4条の規定にしたがって韓国国籍を取得した者と同法第2条から第4条までの規定にしたがって韓国国籍を取得した者で成る家族。なお、国籍法第2条は出生、第3条は認知、第4条では「帰化」による国籍取得を規定したものであり、したがって、多文化家族には、外国人どうしの結婚であっても、一方が韓国国籍を取得したケースは含まれる。
- 7) 韓国憲法裁判所法は第68条1項において、「公権力の行使または不行使により憲法上保障された基本権を侵害された者」に対して、憲法訴願審判を請求する権利を認めている。
- 8) 兵役法施行令第128条第5項において「在外国民2世」は以下のように規定されている。

国外で出生した者（6歳以前に国外に出国した者も含む）で、17歳までに本人と父母が継続して国外で居住し、以下の各号に該当する者

 1. 外国政府から国籍・市民権または永住権（条件付永住権は除外する）を有する者
 2. 永住権制度がない国家において、無期限の滞在許可（5年以上の長期滞在資格を含む）を有する者
 3. 5年未満の短期滞在許可資格のみを付与する国家において、第145号第5項の居住旅券を有し、継続して居住している者
- 9) トランスクリプション内の表記記号は以下のような意味で用いる。

A～F：調査対象者による発話。
*：インタビュアー（李洪章）による発話。
…：発話における沈黙、休止、途切れ。
ー：音の引き延ばし。
hhh：笑い。
〔 〕内：筆者による註。
（中略）：中略。
- 10) 実際に、Aは事後インタビューにおいて、「祖国を大切にしながらも、〔居住国である〕日本とも意見を譲り合い、〔両国が在日朝鮮人の立場を〕理解した状況で、暮らしていけばいいのに」と語った。
- 11) 韓国籍在日朝鮮人3世のプロサッカー選手。朝鮮大学校卒業後、Jリーグ、ドイツブンデスリーガ、韓国Kリーグでプレイする傍ら、朝鮮民主主義人民共和国代表選手としても活躍した。南アフリカで開催されたワールドカップに出場した際に、韓国では「人民ルーニー」という愛称で人気を博した。
- 12) 俳優のクォン・ヘヒョやドキュメンタリー映画「ウリハッキョ」の監督であるキム・ミョンジュンが中心となって立ち上げられた、朝鮮学校の支援や韓国社会での理解促進を目的としたNPO法人。

参考文献

- 조경희, 2007, 「한국사회의 ‘재일조선인’ 인식」 『황해문화』 2007 겨울, 46-75. (趙慶喜, 2007, 「韓国社会の‘在日朝鮮人’認識」 『黄海文化』 2007冬, 46-75.)
- 趙慶喜, 2013, 「ポスト冷戦期における在日朝鮮人の移動と境界の政治」 松田素二・鄭根埴編『코리아

ン・ディアスポラと東アジア社会』, 京都大学学術出版会, 99-123.

Clifford, James., 1997, *Routes: Travel and translation in the late twentieth century*, Cambridge: Harvard University Press. (=毛利嘉孝ほか訳, 2002, 『ルーツ: 20世紀後期の旅と翻訳』, 月曜社.)

韓榮惠, 2011, 「在韓在日朝鮮人: 本国との新しい関係——“朝鮮”から“韓国”に“国籍変更”した在日3世を中心に」『移民政策研究』第3号, 123-139.

정현석, 2009, 『국제결혼 이주여성, 한국사회에 적응하는가』, 한국학술정보. (チョン・チョンソク, 2009, 『国際結婚移住女性, 韓国社会に適應するのか』, 韓国学術情報.)

金泰植, 2017, 「朴正熙政権におけるヘゲモニー構築と在日朝鮮人」九州大学, 博士論文.

권혁태, 2007, 「재일조선인과 한국사회 - 한국사회는 재일조선인을 어떻게 ‘표상’ 해왔는가」『역사비평 78』, 역사비평사, 234-267. (權赫泰, 2007 「在日朝鮮人と韓国社会—韓国社会は在日朝鮮人をどのように‘表象’してきたのか」『歴史批評78』, 歴史批評社, 234-267.)

小ヶ谷千穂, 2016, 『移動を生きる フィリピン移住女性と複数のモビリティ』, 有信堂.

佐々木正徳, 2013, 「代替服務という生き方—韓国の男性性と兵役の多様性—」長崎外大論叢 (17), pp.93-104.

徐京植, 2002, 『半難民の位置から』, 影書房.

尹靖水・近藤理恵編著, 2013, 『グローバル時代における結婚移住女性とその家族の国際比較研究』, 学術出版会.

병무청 (兵務庁), 2017年2月23日 (最終更新日), 「재외국민2세제도 (在外国民2世制度)」<http://www.mma.go.kr/contents.do?mc=mma0000802>

연합뉴스 (聯合ニュース), 2015年11月17日, 「“자녀 보육료 달라”…모국서 헌법소원 낸 재일동포 (「子どもの保育料をください」…母国で憲法訴願を出した在日同胞)」<http://www.yonhapnews.co.kr/bulletin/2015/11/17/0200000000AKR20151117039300371.HTML?input=1195m>

謝辞

本論文を作成するにあたり, 調査にご協力していただいた皆様に深く感謝申し上げます。
本研究はJSPS 科研費 15K17207 の助成を受けたものです。